寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月23日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第24号

寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準 並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する 条例

寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年市条例第24号)の一部を次のように改正する。

- 第3条第1号から第3号までを次のように改める。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第8号中「第二次試験」を「第2次試験」に、「1年以上」を「6月以上」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号」を「第1号から第6号まで」に、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「に相当する課程」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」を「中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)」に、「若しくは」を「又は」に、「7年以上」を「3年6月以上」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者
- 第3条第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者
- 第3条に次の1号を加える。
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項 の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1 年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の工学」を「工学」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「4年以上」を「2年以上」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「6年以上、同条第4号」を「3年以上、同条第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」

- に、「卒業者」を「学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)」に改め、同条に次の2号を加える。
 - (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に 係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者

附則

この条例は、公布の日から施行する。